

# 「平成23年度常磐自動車道警戒区域内における除染モデル実証事業」 公募要領

## 1. 背景・目的

平成23年8月30日に成立・一部施行された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下、「法」という。)」により、国は、事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められる地域として指定された除染特別地域について、実施計画に基づき、除染等の措置を実施することとなった。11月11日には、法の基本方針が定められ、追加ひばく線量が特に高い地域においては、国がモデル事業を実施することで、線量が特に高い地域における効率的・効果的な除染技術及び作業員の安全を確保するための方策を確立した上で、段階的に土壌等の除染等の措置を進めるものとしている。

また、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日、原子力対策本部)」において、基幹道路等の早期の復旧が強く要望されるものについては、特に迅速に除染を実施し、施設の復旧・整備を進める方向で検討することとしており、常磐自動車道についても早期に除染・復旧工事を進める必要がある。

常磐自動車道の除染・復旧工事を早期に進めるに当たっては、本格除染工事を実施するに先立ち、線量率の低減効果が見込まれ、経済的合理性があり、除去物の発生量を極力抑えた効率的・効果的な除染方法や作業員の安全を確保するための方策を確立することが不可欠となる。

このため、本件公募では、安全、効率的かつ効果的な除染を行う方策について幅広く関係者からの参画を求め、もって広範に有益な知見を活用したモデル実証事業を実施し得る候補者を選定し、常磐自動車道の空間線量率が毎時 $3.8\mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト)以上の区域を一部除染することとする。

## 2. モデル実証事業の概要

### 2-1 事業内容

高線量地域を中心に、高速道路を対象として、様々な除染方法を試してその除染効果等を検証するとともに、作業員の適切な放射線・安全管理や除去物等の適切な保管・管理等についても検証を行う。

### 2-2 対象区域

警戒区域内の常磐自動車道の一部を本事業の対象区域とする。

対象区域は、盛土区間、切土区間、橋梁区間が含まれるように設定する。なお、対象区域には、舗装済み区間、未舗装区間が混在していることに留意すること。

### 2-3 事業予算

本事業における環境省の負担総額は6億円以内とし、具体的な契約金額は、環境省と協議の上決定する。本事業に係る費用のうち、人件費、機械装置費、消耗品費、外注費等については、請負契約により環境省の負担とする(「別添1」参照)。

#### 2-4 作業期間

契約締結日より平成24年7月31日(火)まで。

### 3. 事業の主な流れ

#### 3-1 提案

応募者は、「2. モデル実証事業の概要」の内容に沿って、効率的・効果的な除染方法(遮蔽方法も含む)や作業員の安全を確保するための方策を提案する(「4. 提案事項」を参照)。

#### 3-2 選定

環境省において外部の専門家を含めた審査委員会を開催し、提案のあった者より上位1者を選定する。

#### 3-3 契約

本事業を実施する者は、「4. 提案事項」において提案した内容及び審査時の意見をもとに当該実施区域における除染モデル実証事業全体計画を策定し、環境省とその内容を協議した上で、環境省の規定に基づき、調査・研究請負契約を締結することとなる。なお、契約手続は財務省の翌債の承認後に行うものとし、財務省の承認が得られない場合は本件の契約は締結しないものとする。

#### 3-4 業務の実施

除染モデル実証事業全体計画(8.(5)で行った協議が反映されたもの)に従って、除染モデル実証事業を実施し、実証等を行った結果を詳細にとりまとめ、分析した結果の提案書(取得したデータ、図面等を含む。また、これらを格納した電子データも含む)を作成して提出する。

報告書については、20mSv以上の地域を除染するに際しての合理的、効果的な方法の選別方法、作業員の安全確保の方法、その他、本実証事業で得られた知見を分かりやすくとりまとめること。また、その内容をもとに、道路における除染作業手引書(仮称)をとりまとめること(報告書をもとに英文概要版を作成すること)。

### 4. 提案事項

#### 4-1 想定除染区域を対象とした除染、除去物処理等の提案

(1)「別添2」の想定除染区域を対象として、以下の項目を含む除染モデル実証事業全体計画を提案すること。提案にあたっては、「別添3」の留意事項を踏まえること。

① 除染作業計画

- ・ 目標とする想定除染区域の放射性物質の除去率、除染方法、除染手順、除去物発生量(除去物の線類毎の量及び放射エネルギー)、除染による線量低減効果、各種除染方法の費用対効果の予測、実測による検証等を網羅した除染計画を提案すること。なお、現場作業期間は3ヶ月程度とし、工程表を示すこと。

② モニタリング計画

- ・ 除染計画立案及び除染実施効果を評価するためのモニタリング計画を提案すること。

③放射線・安全管理計画

- ・ 作業員の放射線防護に配慮した放射線管理計画を提案すること。
- ・ 二次汚染の防止対策を環境・安全管理計画に取り入れること。

④ 除去物及び廃棄物処理・仮置計画

- ・ 除染により発生する除去物の収集・運搬、除染作業により生じた廃棄物の収集・運搬、仮置場での保管方法や発火対策等を含む除去物等管理計画を提案すること。
- ・ なお、除去物等の分別や減容化に資する技術、方策や除去物等の保管の合理化等に資する技術、方策があれば積極的に提案すること

(2) 上記計画の事業費総額の試算値とその内訳(必要人工を含む)を様式3に記載すること。

(3) 区間Ⅰ、区間Ⅱに関する提案書はそれぞれ50ページ以内、区間Ⅲに関する提案書は20ページ以内にとりまとめること。

#### 4-2 関連業務の実績

過去10年以内に以下の業務を実施した経験がある場合は、主要な業務20件以内を一覧表(様式4参照)にまとめること。

- (1) 放射性物質で汚染された地域における復旧、環境修復等に関する業務
- (2) 放射性物質の除染、モニタリング、放射線管理、除去物減容等に関する業務
- (3) 放射性物質に汚染された地域の環境修復等に関するコンサルティング業務

#### 5. 応募者の要件

(1) 以下のいずれかの機関であること。

- ・ 独立行政法人
- ・ 特殊法人
- ・ 学校教育法に基づく大学

- ・ 民間企業(日本の法人格を有すること)
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人
- ・ 特例民法法人
- ・ 特定非営利活動法人

(2) 契約を締結するまでに以下の①～④の要件を全て満たすこと。

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について(平成13年1月6日環境会第9号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 平成22・23・24年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「調査・研究」において、応募票等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。

※共同企業体(ジョイント・ベンチャー、JV)は、平成22・23・24年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)が得られないことに留意すること。

(3) 以下の①～④の環境が整っていること。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 本事業を的確に遂行するのに十分な財務的基礎を有すること。
- ③ 本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 放射線管理責任者(環境省が実施する「除染等業務講習会」又は厚生労働省が実施する「除染作業安全担当者指導会」、福島県が実施する「除染業務講習会」又は除染電離則<sup>※</sup>第19条に定める特別教育を受けた者)を配置するなど、安全を確保するための体制を有すること。

※除染電離則:東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年厚生労働省令第152号)

## 6. 応募の方法

下記の提出書類(3部づつ)に必要事項を明記の上、下記の応募締切りまでに、下記の応募先まで郵送にて提出すること(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)。なお、応募は1機関あたり1件とする。また、下記の提出書類を収納したファイルをCD-Rに保存し、提出書類に同封すること。(封筒に常磐自動車道警戒区域内における除染モデル実

証事業の応募書類在中と朱書きのこと。)

応募書類は別添様式により、A4判で作成すること。参考資料等を添付しても構わない。なお、応募書類は日本語にて(英文等外国語の添付書類がある場合は和訳を付けること。)、タイプ、ワープロ又はコンピュータによる印字等、判読しやすいもので作成すること。

様式は、環境省のホームページからダウンロードすること。ファイル形式は、MS-word又はPDFを用いて作成すること。

#### <提出書類>

(1)「平成23年度常磐自動車道警戒区域内における除染モデル実証事業」に関する提案書(様式1)

(2)履行体制図(様式2)

放射線取扱主任者など作業員の安全確保に資する資格を有する者、環境省が実施する「除染等業務講習会」又は厚生労働省が実施する「除染作業安全担当者指導会」、福島県が実施する「除染業務講習会」又は除染電離則第19条に定める特別教育を受けた者がいる場合は、資格名・講習名等を含め明示すること。

(3)応募者の組織概要(会社経歴書、組織概要等)

(4)応募者の最近1年分の営業報告書(貸借対照表、損益計算書)等

#### <応募締切り>

平成24年2月10日(金)17:00必着とする。

#### <応募先>

「10.問い合わせ先及び応募先」を参照のこと。

## 7. 選考

候補者の選考は、外部の有識者を中心とした選考委員会において審査を公正に実施し、その結果を本人に通知するとともに環境省のホームページ等で公表する。

選考にあたっては、別途環境省が発注する「平成23年度除染技術収集・評価業務」による補助を受けながら、書類審査を行い、その結果、必要と判断された場合には、外部の有識者を中心とした選考委員会による口頭審査(プレゼンテーション及び質疑)を実施するものとする。なお、書類審査及び選考委員会による審査を円滑に進めるために、担当者が電話等により内容の確認を行うことがある。

また、選考は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせは受け付けない。

#### <審査項目・審査基準>

「別添4」を参照のこと。

#### <スケジュール>

平成24年2月10日(金)	公募の締切り
平成24年2月中旬	書類審査、口頭審査、可否の通知
平成24年3月中旬	契約・事業開始
平成24年7月末	事業終了・評価・報告書の提出

可否については、様式1に記載の連絡先に送付する。

なお、審査の内容によって、実施内容や対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合がある。なお、「採択の条件」に不服がある場合は応募を取り下げることができる。

## 8. その他

- (1) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、応募内容についての秘密は厳守する。  
提出書類に含まれる個人情報等は、適切な安全対策のもと管理し、漏えいなどの防止に努め、また、法令に基づく場合を除き、応募者の同意なく第三者への開示・提供はしない。
- (2) 提出書類等は返却しない。また、応募後の提出書類の修正は認めない。
- (3) 提出書類等において応募者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、応募者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。
- (4) 本公募にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (5) 契約にあたっては、提案があった内容、期間、経費、実施体制等に関して、環境省担当官と協議するものとする。
- (6) 事業実施にあたっては、福島県内に拠点を置く企業や地元の技術者等を参加させることにより、除染の経験が今後の福島県内での除染活動に生かされるように配慮すること。
- (7) 事業開始にあたっては、事業実施場所の確定が前提となることから、事業実施場所が確定しない場合には、作業期間が変更となる又は契約に至らない場合がある。
- (8) 本事業によって得られた情報については、原則公開とする。公開できない事情がある場合は別途環境省担当と協議すること。
- (9) 本事業の成果は環境省に帰属する。学会発表・論文発表等を行う場合は事前に環境省担当者と協議すること。
- (10) 費用は、契約期間終了後に支払う。
- (11) 当該事業について不正行為があったと認められた場合は、契約の解除・変更を行い、費用の全部又は一部の返還を求めることがある。

- (12) 環境省担当者等による進捗状況の確認を行う場合があり、これに伴い、関連する報告を求めるとともに、事業実施場所において実際の作業状況の確認を行うことがある。その結果、進捗状況に応じて、計画の変更等を求めることがある。また、あわせて、経理面の確認も行う場合もある。
- (13) 報告書のとりまとめに際しては、まず、構成、盛り込むべき内容、分析及びとりまとめ方法を提案し、環境省担当官の指示を仰ぐこと。
- (14) 業務の進捗状況について、必要に応じて中間報告を求めることがある。

## 9. 公募説明会

本事業の内容、応募にあたっての手続き等について、以下の日程で説明会を行う。なお、説明会の参加は応募資格として義務付けるものではない。

< 東京会場 >

日時: 平成24年1月31日(火) 10時00分より11時30分まで

場所: 中央合同庁舎4号館 共用108会議室(東京都千代田区霞ヶ関3-1-1)

## 10. 問い合わせ先及び応募先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省水・大気環境局 有井、東内、伊藤

TEL: 03-3581-3351(内線6189)、FAX: 03-3581-3505

以上

## 除染モデル実証事業に要する経費の範囲

環境省が負担する実証に要する経費の範囲は、以下のとおりとする。

◎ 人件費

直接本事業に従事する者の人件費(ただし、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金私学助成の補助対象者ではないこと。)

◎ 機械装置費

取得価格が5万円以上で耐用年数が2年以上の機械装置等(車両運搬具を含む。)の購入、製造、改造及び据付けに要する費用。

本費目で取得した機械装置等の取り扱いについては、別途協議とする。

◎ 消耗品費

機械装置費に該当しない物品(試験用消耗品、原材料等)に要する費用。

◎ 外注費

請負者が本事業を遂行するために必要な試験や設計及びコンピュータソフトの開発等の一部を、下請業者を使って実施する場合の費用。

◎ 報告書作成費

報告書の作成に必要な複写、印刷及び製本に要する費用。

◎ その他

請負者が本事業を遂行するために必要な旅費、謝金、委員会開催費、借料、光熱費、通信運搬費等。

◎ 間接経費(一般管理費)

上記費用から外注費を除いた額(直接経費)の15%以内。

(注)外注費は、原則として直接経費と間接経費の合計額の2分の1未満の額にとどめる。  
また、別途、必要に応じて再委任等の承諾に係る手続きを執ることとなる。



## 除染計画の想定除染区域

### (1) 除染モデル区間

図2-1及び表2-1に示す区間Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを対象とする。除染モデル区間の詳細な平面図及び横断面図(区間Ⅰのみ)については、図2-2～図2-7のとおり。

### (2) 除染実施範囲

実際に除染を実施する範囲(除染実施範囲)については、「(1)除染モデル区間」の中の一部とする。

除染実施範囲を、図示して提案すること(除染実施範囲は、高速道路用地内(路面、法面等)に限る)。区間Ⅰ及び区間Ⅱについては、除染実施範囲に、切土、盛土、橋梁を必ず含めること。ある程度の広さの範囲を除染して、空間線量率の低減が確立できるようにすること。除染実施範囲の面積の大きさについても評価対象とする。

### (3) 仮置場

除染モデル区間から5km以内の位置にある、高速道路用地内を想定する。原則としてその区間のある町村とする。仮置場は、除染モデル区間毎の設置を想定する。

### (4) 現場事務所

除染モデル区間の5km以内で空間線量率の低い地域での設置を想定する。現地事務所は、除染モデル区間毎の設置を想定するが、近接する区間については、まとめてかまわない。

### (5) スクリーニングポイント

除染モデル区間の5km以内での設置(本事業を実施する者により設置)を想定する。スクリーニングポイントは、除染モデル区間毎の設置を想定するが、近接する区間については、まとめてかまわない。

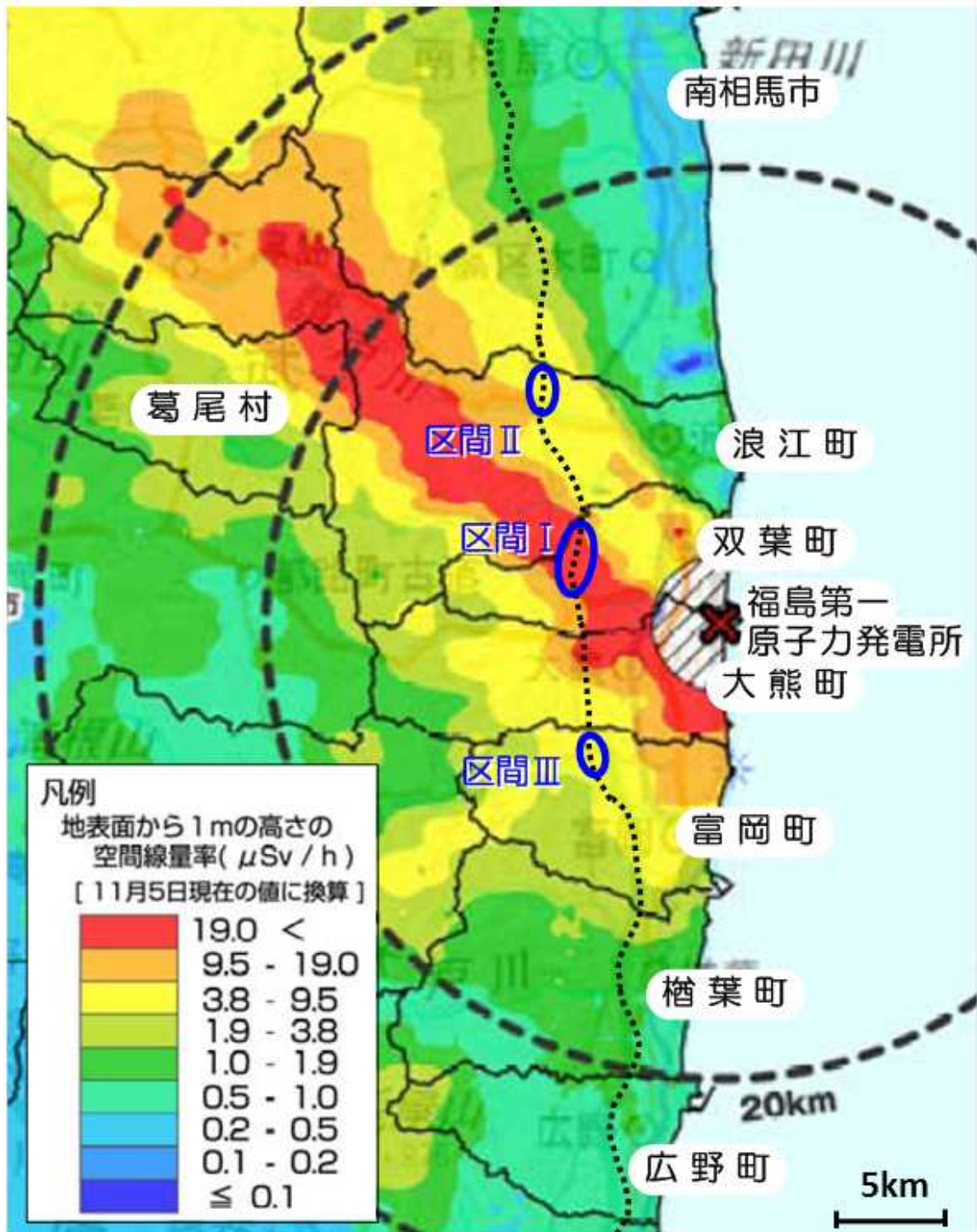


図2-1 除染モデル区間

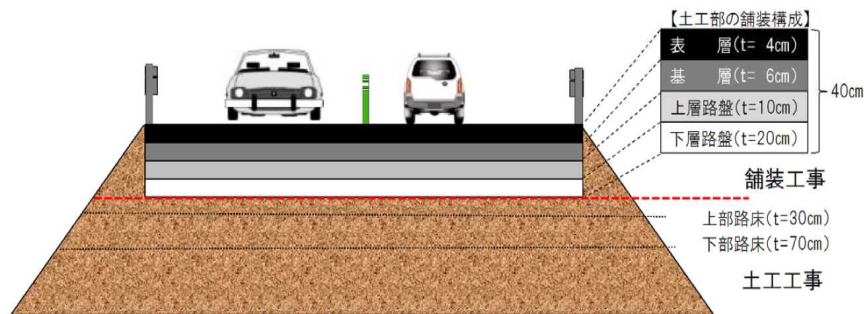
表2-1 常磐道除染モデル事業の検討ケース

除染モデル区間		空間線量	舗装状態 <sup>※1</sup>	道路形態		
				切土区間	盛土区間	橋梁区間
I	羽黒川橋～ 上羽鳥橋	9.5～ 50 $\mu$ Sv/h	未舗装	路面 <sup>※2</sup> 法面 付随設備(側溝)	路面 <sup>※2</sup> 法面 付随設備(側溝)	路面 <sup>※3</sup> 橋梁 付随設備(側溝)
				路面 <sup>※2</sup> 法面 付随設備(側溝)	路面 <sup>※2</sup> 法面 付随設備(側溝)	路面 <sup>※3</sup> 橋梁 付随設備(側溝)
II	請戸川橋～ 川房川橋	3.8～	未舗装	路面 <sup>※2</sup> 法面 付随設備(側溝)	路面 <sup>※2</sup> 法面 付随設備(側溝)	路面 <sup>※3</sup> 橋梁 付随設備(側溝)
III	常磐富岡IC ～大石原橋	9.5 $\mu$ Sv/h	舗装		路面 法面 付随設備(側溝、植栽)	

※1：舗装状態の「未舗装」は、土木工事は完了しているが、舗装工事が未実施の状態（図2-1参照）。「舗装」は、土木工事、舗装工事ともに完了している状態。

※2：区間I、区間IIの切土・盛土区間の路面は、写真2-1のように路床面に多数のひび割れが発生している。提案にあたっては、除染実施範囲の半分程度がひび割れていると想定すること。

※3：区間I、区間IIの橋梁区間の路面は、コンクリート床版が露出した状態にあり、その中央部に工事車両用のアスファルト（3cm厚）が敷設されている。



舗装種別	仕様	密度 (t/m <sup>3</sup> )
表層工 (4cm)	高機能舗装 I 型 (空隙率20%) 高粘度改質アスファルト (一般用)	1.980
基層工 (6cm)	密粒度アスファルトコンクリート	2.467
上層路盤 (8cm)	アスファルト安定処理路盤 タイプ I	2.459
下層路盤 (17cm)	セメント安定処理路盤 修正CBR60以上	2.101
上部路床 (30cm)	切込砕石40-0	2.235

図2-1 舗装構造及び舗装仕様



写真2-1 路床面の状況



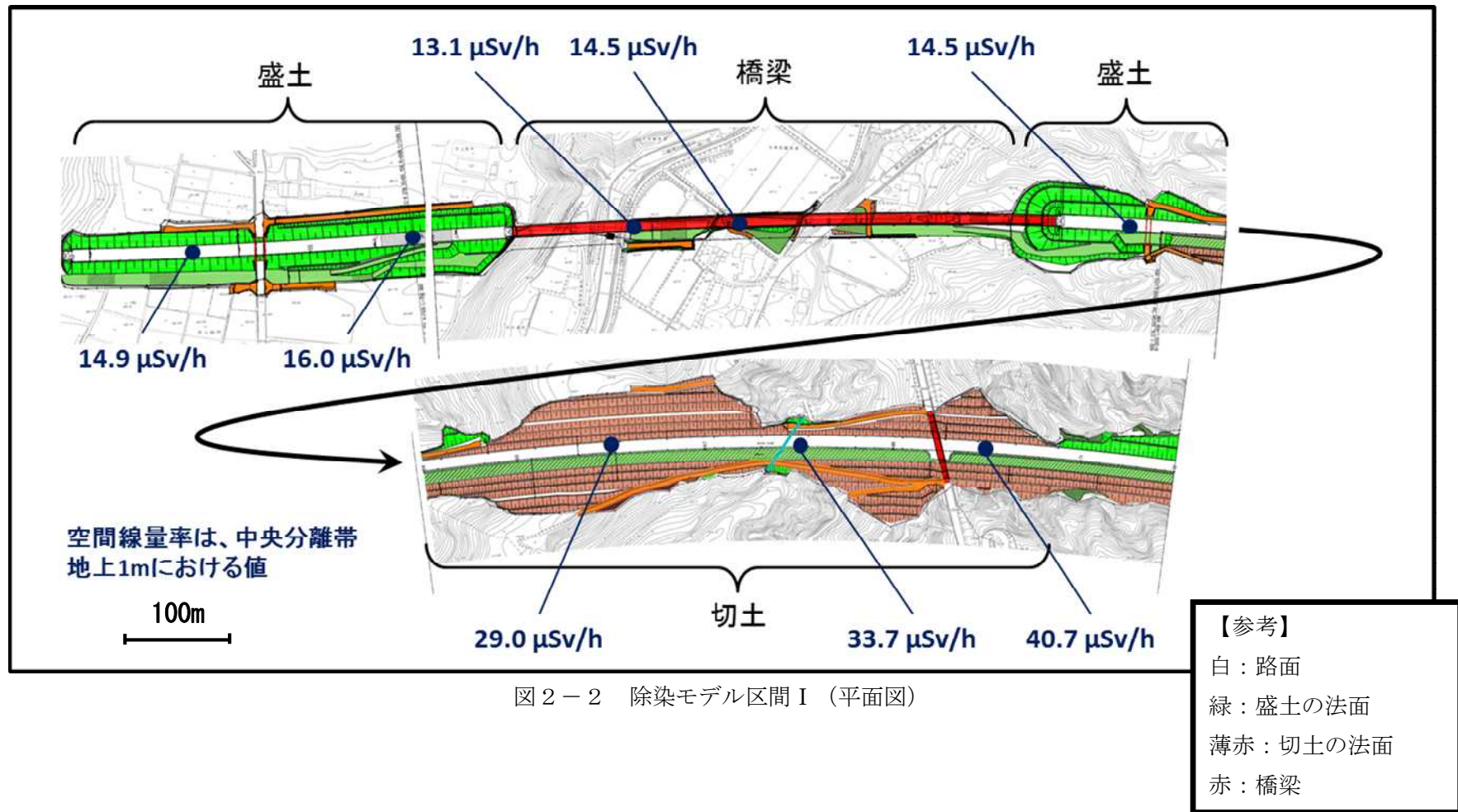


図 2-2 除染モデル区間 I (平面図)

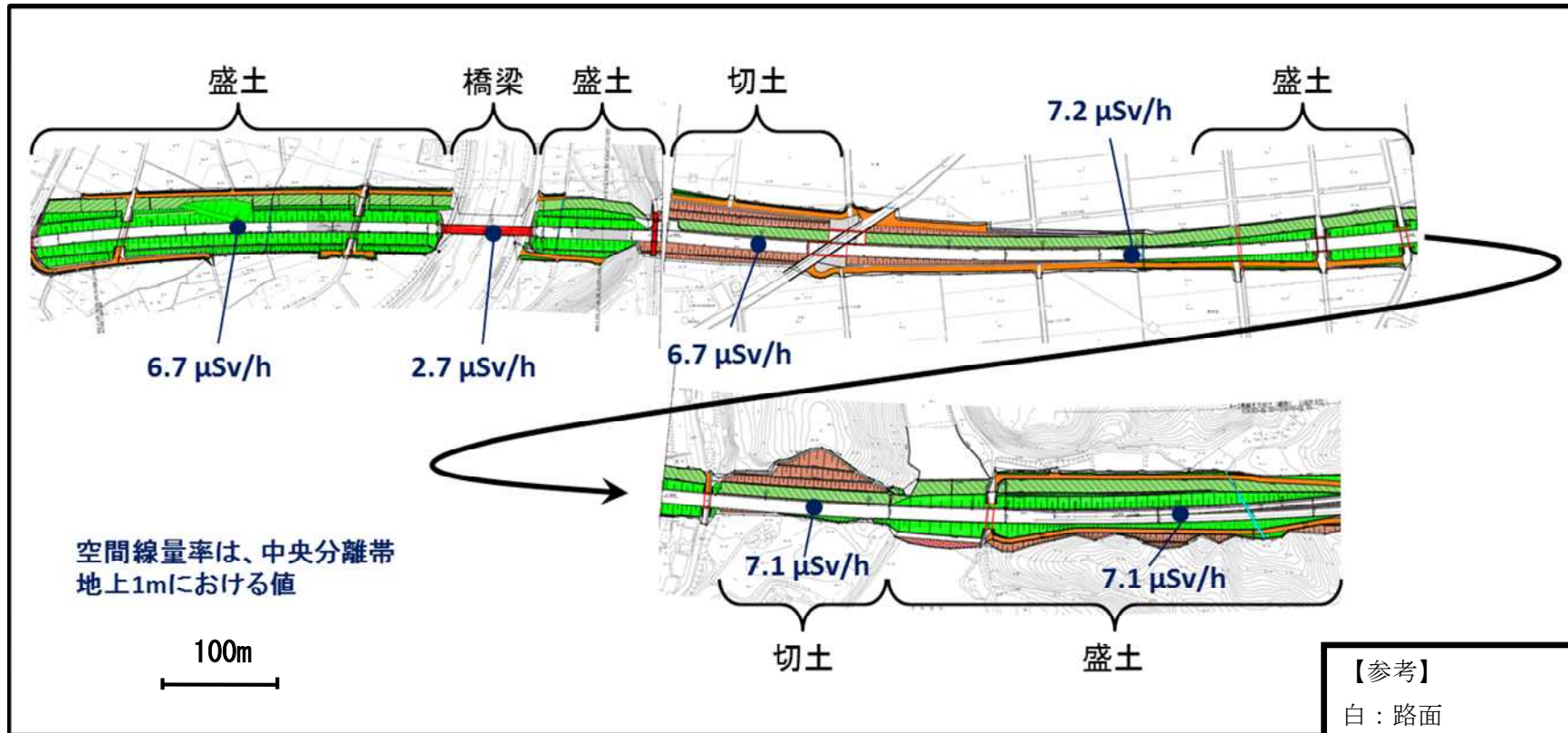


図2-3 除染モデル区間Ⅱ（平面図）

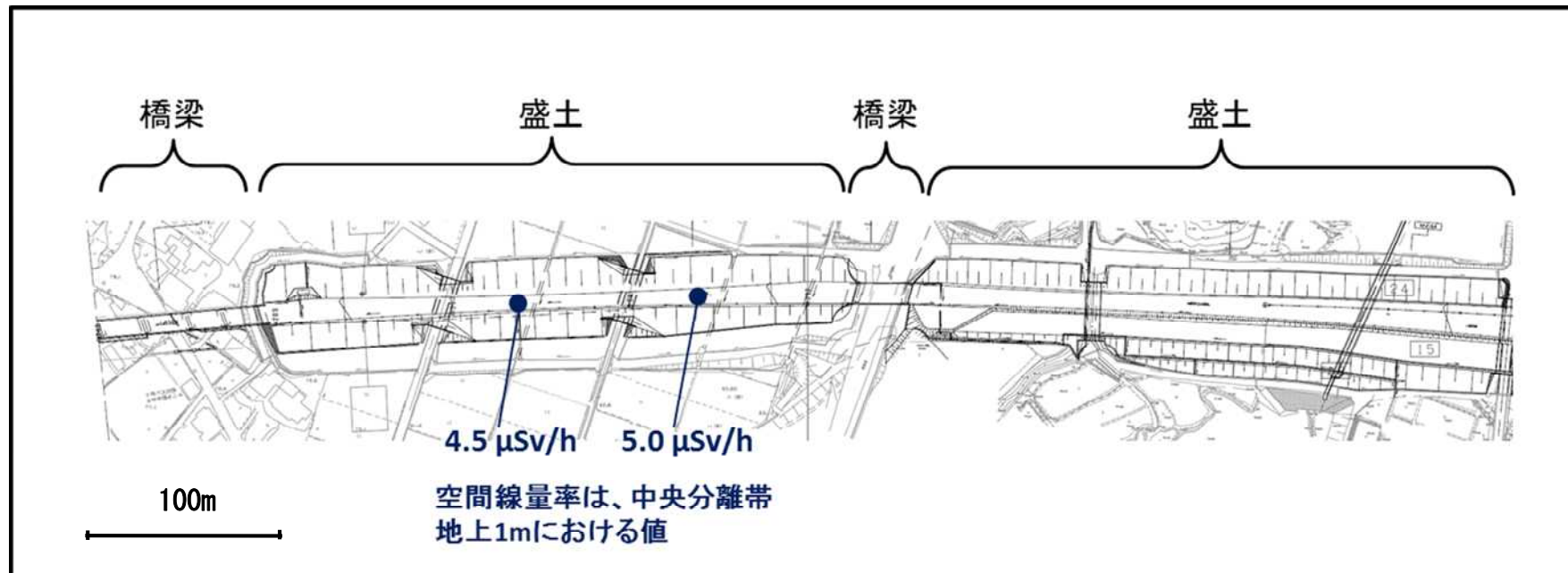


図2-4 除染モデル区間Ⅲ（平面図）

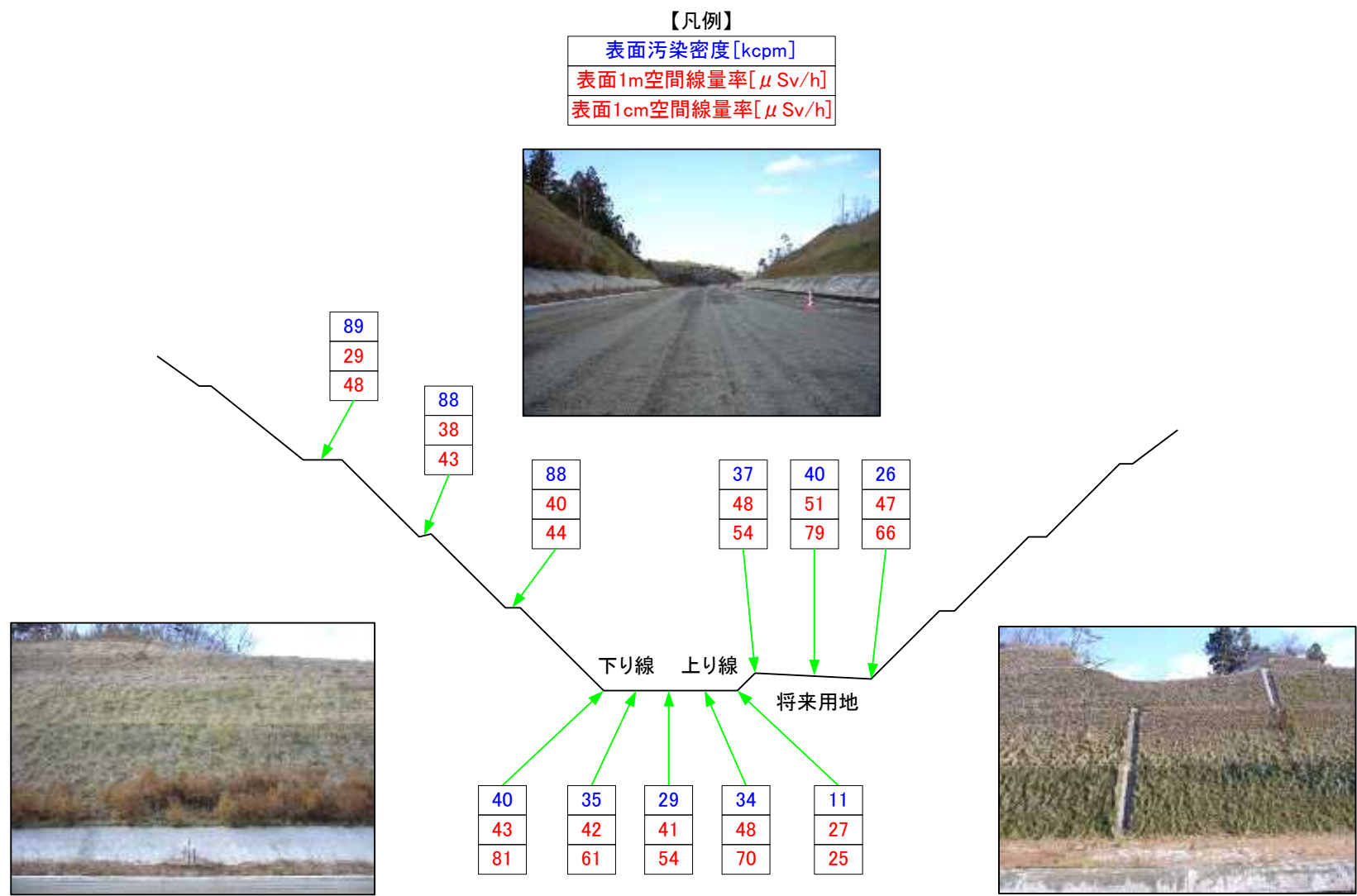


図2-5 区間Iの横断面図(切土区間)



【凡例】

表面汚染密度[kcpm]
表面1m空間線量率[ $\mu$ Sv/h]
表面1cm空間線量率[ $\mu$ Sv/h]

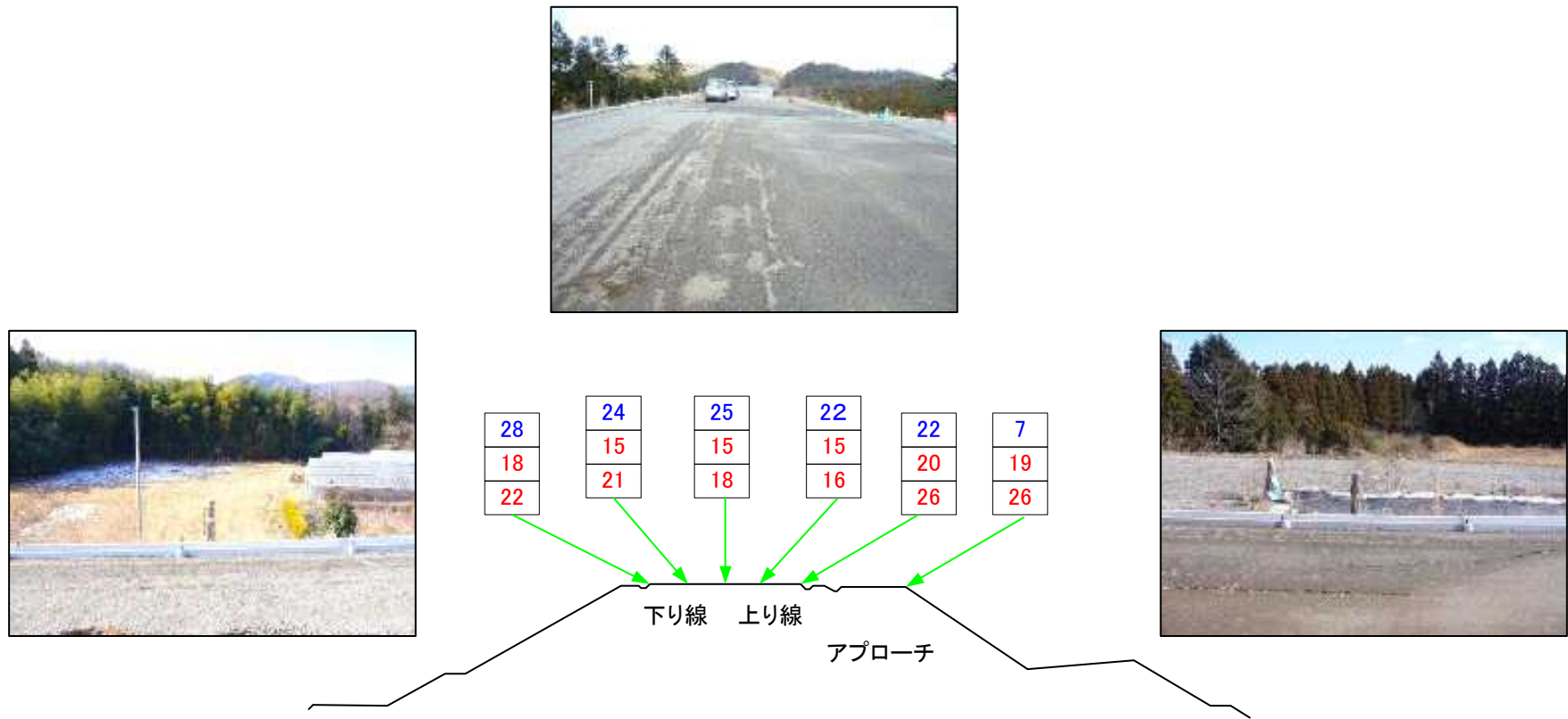


図2-6 区間Iの横断面図(盛土区間)

【凡例】

表面汚染密度[kcpm]
表面1m空間線量率[ $\mu$ Sv/h]
表面1cm空間線量率[ $\mu$ Sv/h]

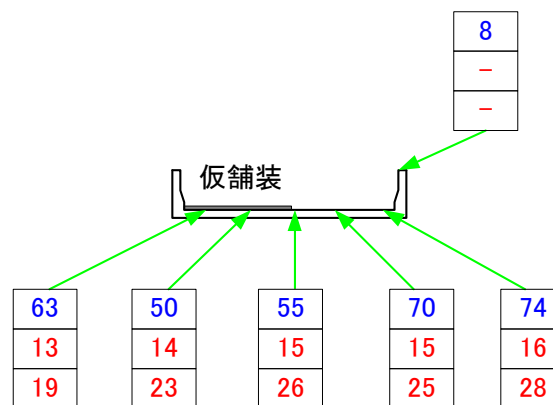


図2-7 区間Iの横断面図(橋梁区間)

## 想定除染区域を対象とした除染、除去物処理等の提案留意事項

1. 除染前・中・後の線量測定による除染効果の確認、除染に伴う除去物の発生量の予測、除去物の管理方法、除去物の減容方法(焼却等)、除染作業中の作業員の線量管理を含めた除染事業全体計画を、可能な範囲で提案すること。
2. 除染方法については、除染モデル区間、道路形態及び対象物等に応じて有効と考えられるものをできるだけ数多く提案すること。提案にあたっては、表2-1の道路状況や表3-2の除染方法等の事例を参照しつつ、提案された除染方法の除染効果等を比較すること(比較する項目は、表3-1を参照のこと)。本事業の実施に際しては、基本的に、提案された除染方法を実施することとする。なお、提案においては、遮蔽効果の利用等、状況に応じた柔軟な提案も可能とする。また、本事業において設置した構造物等については、本事業終了後には取り除くものとし、原則、現場を原状回復(原状とは本事業実施前の状況を指す(ひび割れた損傷路面等は除く))させるものとする。
3. 除染計画に含まれる除染作業中の作業員の線量管理(空气中放射性物質の濃度測定を含む)に関連して、具体的な計画を提案すること。計画には、除染作業中の作業員の被ばく線量を低減する上で必要な装備、作業手順、作業中の留意事項、被ばく線量の測定方法や線量評価・記録方法、汚染拡大を防ぐための措置等を含めること。なお、従事する作業員等の安全対策等の提案にあたっては、「事業者が重要な生活基盤の点検・整備のために計画区域への立入りを行う場合に事業者が満たすことが必要な事項(平成23年8月16日原子力被災者生活支援チーム)」及び「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年厚生労働省令第152号)」に反しないものとする。  
また、除染モデル区間に入退場する際のスクリーニング施設については、本事業を実施するものが用意すること。スクリーニング施設については、「除染等業務に従事する労働者の放射線生涯防止のためのガイドライン(平成23年12月22日付け基発1222第6号)」を適切に履行可能な設備を有するよう提案すること。なお、警戒区域から退去する際においても車両の汚染状態について検査を行い、記録を残すこととし、万が一基準値を超過した場合には、基準値以下まで除染を行った後に退去すること。
4. 除去物の安全な仮置を行う上で必要な遮蔽や遮水のための施工方法、仮置による保管方法の安全性の評価、除去物仮置後の空間線量や地下水等のモニタリング方法、期間内で達成可能であり可燃性除去物の分別等による実証可能な減容方法等を含め

ること。仮置の方法については、可能な範囲で複数の方法を提案すること(最低限、表3-3に示す項目について比較考慮すること)。

表3-1

## 除染方法の比較考量

## ■ 区間 I、区間 II

道路形態	対象物	除染方法	除染による放射性物質の低減効果	費用 (単価/m <sup>2</sup> )	除去物発生量 (m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )	汎用性	除染にあたっての留意点
切土	路面	①					
		②					
	法面	①					
		②					
	付随設備 (側道)	①					
		②					
盛土	路面	①					
		②					
	法面	①					
		②					
	付随設備 (側道)	①					
		②					
橋梁	路面	①					
		②					
	法面	①					
		②					
	付随設備 (側道)	①					
		②					

■ 区間Ⅲ

道路形態	対象物	除染方法	除染による放射性物質の低減効果	費用 (単価/m <sup>2</sup> )	除去物発生量 (m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )	汎用性	除染にあたっての留意点
盛土	路面	①					
		②					
	法面	①					
		②					
	付随設備 (側道)	①					
		②					
	付随設備 (植栽)	①					
		②					

表3-2 除染方法等の事例

路面(舗装済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧洗浄機による洗浄</li> <li>・ショットブラストによる表面切削(写真3-1)</li> <li>・機能回復車による高圧洗浄+バキューム(写真3-2)</li> <li>・サンドブラストによる表面切削(写真3-3)</li> <li>・舗装表面切削機による表面切削(写真3-4)</li> <li>・オーバーレイ舗装</li> <li>・<u>超高压水洗浄(100MPa以上の高圧洗浄が可能なもの)*</u></li> </ul>
路面(未舗装)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路床材表面切削</li> <li>・路床材混合</li> <li>・路床材天地返し</li> <li>・<u>路面舗装による遮蔽*(図2-1の舗装仕様に準ずる舗装、またはその舗装の遮蔽効果に準ずるような遮蔽方法とする(たとえば、厚さ○mmの鉄板による遮蔽))</u></li> <li>・<u>遮蔽壁の設置*</u></li> </ul>
法面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草</li> <li>・覆土除去</li> <li>・吹き付けコンクリート被覆</li> </ul>
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧洗浄機による洗浄</li> <li>・剥離除染剤による洗浄</li> <li>・ブラッシング</li> </ul>
付随設備 (側溝、集水 枿、防護柵、ガ ードレール、中 央分離帯、植 栽)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧洗浄機による洗浄(側溝、防護柵等)</li> <li>・バキュームによる土砂除去(側溝等)</li> <li>・剥離除染剤による洗浄(防護柵等)</li> <li>・ブラッシング(防護柵等)</li> <li>・下草、枯葉の除去(中央分離帯、植栽)</li> <li>・表土剥ぎ(中央分離帯、植栽)</li> <li>・樹木選定(中央分離帯、植栽)</li> </ul>

※洗浄・切削については、洗浄水・切削材等が除染箇所でクローズする(外部に散逸しない)方法とすること。

※「\*」の除染方法については、必ず提案事項に盛り込むこと。



写真3-1 ショットブラスト



写真3-2 機能回復車



写真3-3 サンドブラスト



写真3-4 舗装表面切削機



表3-3

## 除去物の仮置方法の比較考量

候補 順位	仮置方法	安全確保対策	住民の受け入れや すさ	除去物の運び出し 易さ	経済性(費用)
1					
2					
3					

## 審査項目・審査基準

(公募要領4-1(1)①関連)

- 想定除染区域の特徴を踏まえ、本事業の目的に沿った実行可能な具体的な方法の提案を行うこと
  - ・公募要領に記載されている内容を網羅した提案となっているか
  - ・効果的・効率的、かつ工期を含め実現可能なものとなっているか
  - ・網羅的に十分な数の除染方法が提案されており、かつ、それらが適切な除染手順で実現可能なものとなっているか。
  - ・費用対効果に優れているか、除去物等の発生量の減少に配慮しているか。

(公募要領4-1(1)②関連)

- 想定除染区域のモニタリング計画・作業建物調査計画の具体的提案を行うこと
  - ・モニタリングについて、除染前・中・後の線量測定による除染効果確認に適切な内容になっているか
  - ・作業管理の観点から、除染作業中の空气中放射性物質濃度の測定が確認できるようになっているか
  - ・作業建物調査について、作業の効率的な実施及び適切な除染効果確認のために適切な内容になっているか

(公募要領4-1(1)③関連)

- 作業者の被ばく線量管理及び二次汚染防止に関する計画の具体的提案を行うこと
  - ・作業者の外部・内部被ばく線量の低減、汚染拡大を防止する上で必要な内容(装備品・作業手順等)が提案されているか
  - ・作業者の被ばく線量の測定方法や線量評価、記録方法等を含めた提案になっているか
  - ・二次汚染防止のための適切な措置について、具体的かつ効果的な提案になっているか

(公募要領4-1(1)④関連)

- 除去物及び廃棄物の仮置に関する計画の具体的提案を行うこと
  - ・除去物等の安全な仮置を行う上で必要な内容(施工方法、評価方法、モニタリング方法)が提案されているか
  - ・可燃性除去物等の減容方法に係る実証可能な方法が提案されているか
  - ・除去物等の仮置方法について、汎用性のある方法の中から複数選定し、相互に比較考量をした上で決定されているか

(公募要領4-2 関連)

- 関連業務の実績について具体的に説明すること
  - ・本事業と関連する業務の実績を有しているか

- ・本事業に関連する専門技術、知識、ノウハウ等の蓄積が豊富にあると認められるか

(公募要領5関連)

- 事業実施の体制等について、具体的に説明すること
  - ・応募資格を満たしているか
  - ・体制及び役割分担が明確かつ適切か
  - ・当該分野に関する知識、経験を有する担当者が配置されているか
  - ・放射線取扱主任者など作業員の安全確保に資する資格を有する者、環境省が実施する「除染等業務講習会」又は厚生労働省が実施する「除染作業安全担当者指導会」若しくは福島県が実施する「除染業務講習会」を受講した者が配属されているか、また、その資格等は適切か

(全体)

- 実施目的・目標等について、具体的に説明すること
  - ・本事業の目的や意義を適切に理解しているか
  - ・除染作業を行うにあたって留意すべき観点が盛り込まれており、それが適切かつ妥当であるか。
  - ・本事業の実施により得られる結果に基づけば、今後の本格除染を具体的に計画できるような水準の内容になっているか。

以 上